

令和5年 秋の全国交通安全運動実施要綱

運動期間 9月21日(木)～9月30日(土)
交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)

運動の
目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け交通事故防止の徹底を図る。

運動重点

- ① こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ② 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

スローガン

年間スローガン 急いでる 焦る気持ちが 事故を呼ぶ
サブスローガン 自転車も 心がけよう ゆずりあい

運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

運動重点 ①

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

【歩行者は】

- 信号機や横断歩道のある場所を横断し、道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認しながら横断する。
- 夕暮れ時や夜間の外出は明るく目立つ色の服や反射材等を着用する。



【こどもは】

- 道路では、「飛び出さない」「遊ばない」



【高齢者は】

- 加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育を積極的に受講する。

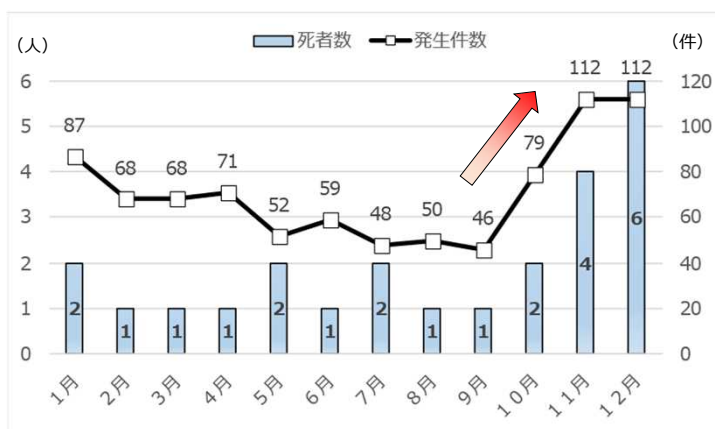
【運転者は】

- 生活道路や、通学路、スクールゾーンなどを通行するときは、こどもや高齢者を保護する意識を持ち、安全な速度で通行する。

【保育所・幼稚園・学校・職場等では】

- こどもに対して教育現場や家庭での交通安全教育を推進する。
- 通学路や、こどもが日常的に通行する道路等における見守り活動等を推進する。

〈歩行者の関係する交通人身事故の推移〉(R4月別)

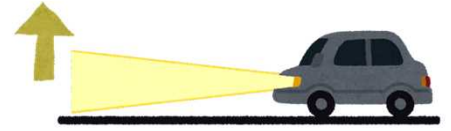


* 昨年は、9月から歩行者の関係する事故が増加傾向

運動重点② 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

【運転者は】

- 日没時間が早まることから、早めにライトを点灯し、ハイビームを活用する。
- 交通ルールを守って、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努める。
- 横断歩道等では、横断しようとする歩行者等がいるときは、必ず停止して進路を譲る。
- 運転しながらのスマートフォン等の使用は絶対にしない。
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用を徹底する。また、幼児・児童を同乗させるときは、チャイルドシートやジュニアシートを正しく使用する。



【高齢運転者は】

- 衝突被害軽減ブレーキ等の機能を搭載した安全運転サポート車(略称:サポカー)の有用性を理解する。
- 加齢に伴う身体機能の変化等により安全運転に不安を感じた場合は、積極的に安全運転相談窓口(#8080)に相談を行い、場合によっては運転免許証の自主返納を検討する。

【家庭・地域・職場では】

- 飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成する。
- 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用を徹底する。
- 交通事故や妨害運転(いわゆる「あおり運転」)等に備え、ドライブレコーダーの設置に努める。



運動重点③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【自転車等の利用者は】

- 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットの着用に努める。
- 夕暮れ時や夜間は、早めにライトを点灯し反射材を活用する。
- 自転車の安全を確保するために定期的な点検整備を行う。
- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車保険に加入する。
- 自転車の交通ルール(信号に従うこと、一時停止で停止すること、原則車道の左側を通行すること、夜間は前照灯を点灯することなど)を守って運転する。
- 特定小型原動機付自転車を利用する際は、交通ルールを正しく理解するとともに、ヘルメットの着用に努める。

【家庭・学校・職場では】

- 自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールの理解を深める。
- 幼児を幼児用座席に乗車させるときは、シートベルトを着用させる。
- 乗車用ヘルメットの着用を促すための指導や教育を行う。
- 群馬県交通安全条例に基づき、自転車の利用者に対し、自転車保険の加入状況を確認するよう努め、未加入者には、自転車保険に関する情報を提供するように努める。

